

## 役員報酬の支給基準について

社会福祉法人慈愛会

社会福祉法人慈愛会定款第2章第8条により 評議員の報酬は無報酬とする。  
また、同じく第8条2項により 評議員には、評議員会において別に定める費用弁償規定により費用を弁償することができる。

社会福祉法人慈愛会定款4章第19条により 理事及び監事は無報酬とする。  
また同じく第19条2項により 理事及び監事には、評議員会において別に定める費用弁償規定により費用を弁償することができる。